

## 「南房総市の高齢者福祉を考えるためのアンケート調査」実施状況

## ■調査の目的

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画は3年ごとに見直すこととされており、令和3年度から5年度までを計画期間とする第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定に当たり、地域の実態等を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

## ■調査方法等

- 1 発送日 令和2年2月17日（月）
- 2 提出期限 令和2年3月2日（月）
- 3 調査方法 郵送配布、郵送回収（返信用封筒同封）

## 4 調査の種類及び対象者

## (1) 在宅介護実態調査

在宅で介護を受けている要支援1から要介護5までの認定者

## (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

65歳以上の一般高齢者、総合事業対象者及び要支援1・2の認定者

	一般高齢者 (65歳以上)	総合事業 対象者	要支援 1・2	要介護 1～5	発送 件数
在宅介護実 態調査			●	●	1,200
介護予防・日 常生活圏域 ニーズ調査	●	●	●		2,800

※介護保険施設に入所中、医療機関に長期入院中の方は対象外

■地区別配布状況・回収状況

(令和2年3月18日現在)

地区	在宅介護実態調査	介護予防・日常生活圏 域ニーズ調査	合計
富浦	141	326	467
富山	148	367	515
三芳	92	255	347
白浜	165	407	572
千倉	358	762	1,120
丸山	146	347	493
和田	150	336	486
合計	1,200	2,800	4,000
回収数	861	2,203	3,064
回収率	71.8	78.7	76.6

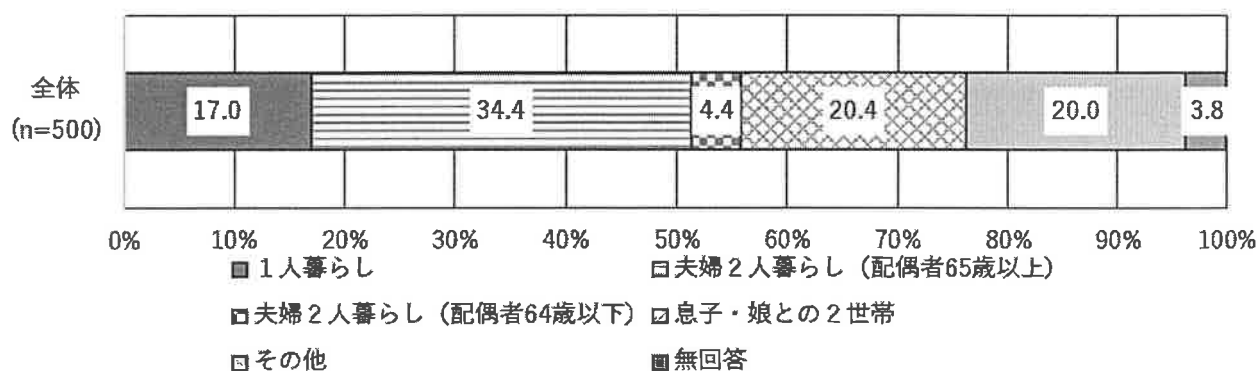
## 南房総市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査【中間集計】

※本資料は、回収した調査票のうち 500 票を集計したもので、主な設問の中間報告（単純集計）です。

### ●暮らしの状況

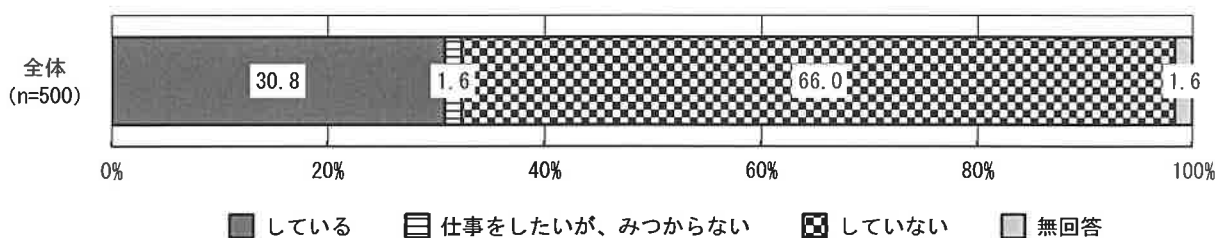
問 1 - 5 家族構成をお教えてください。(○は 1 つ)

・「夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 34.4%と最も高く、次いで「息子・娘との 2 世帯」が 20.4%の順です。一方、「1 人暮らし」が 17.0%となっています。



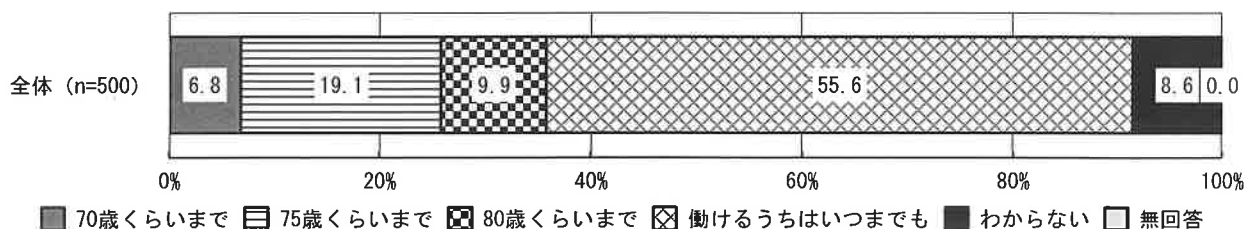
問 1 - 6 現在収入のある仕事をしてしていますか。(○は 1 つ)

・「している」が 30.8%、「仕事をしたいが、みつからない」が 1.6%で、合わせた割合は 32.4%です。一方、「していない」が 66.0%となっています。



問 1 - 6 (1) 何歳頃まで仕事をしたいですか。(○は 1 つ)

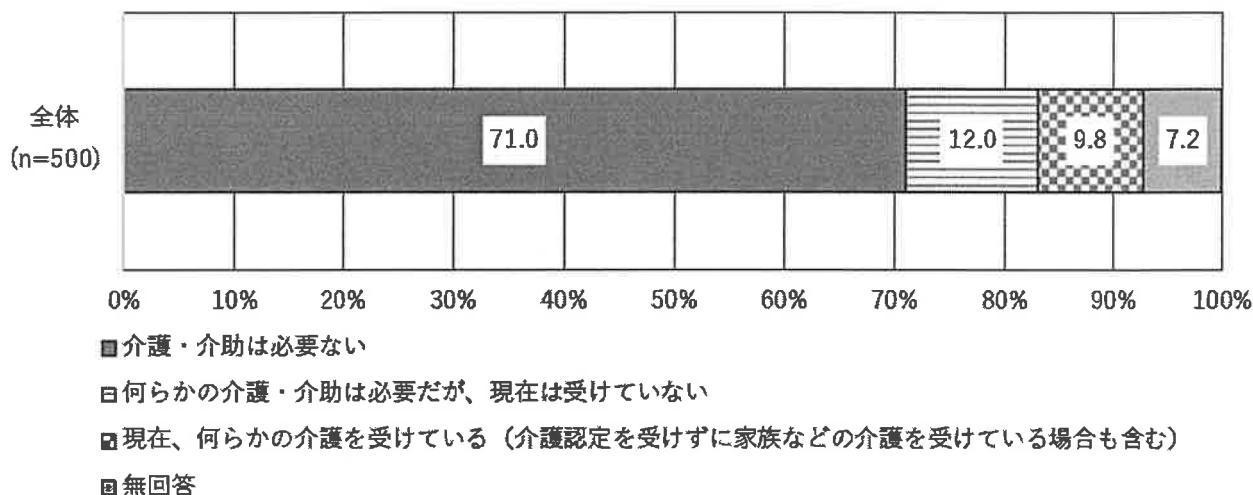
・「働けるうちはいつまでも」の割合が 55.6%と最も高く、次いで「75 歳くらいまで」が 19.1%、「80 歳くらいまで」が 9.9%です。



## ●介護・疾病の状況

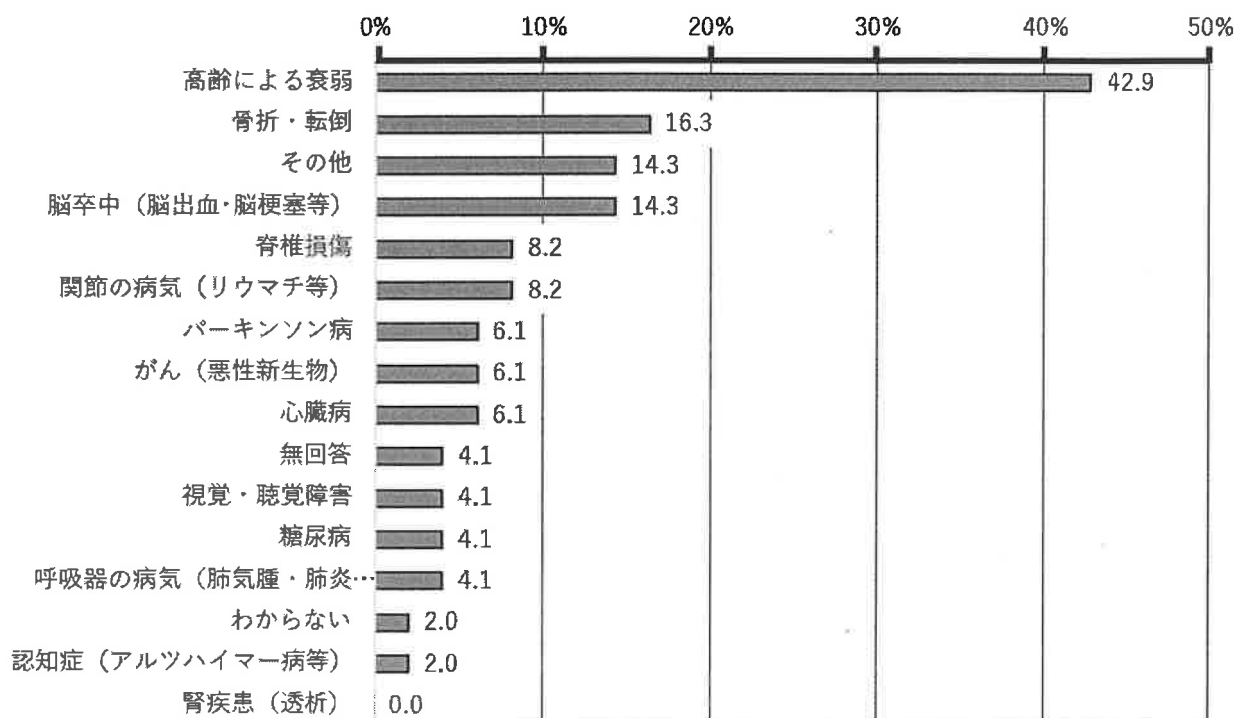
問 1 - 8 あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。(○は1つ)

・「介護・介助は必要ない」の割合が71.0%と最も高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が12.0%、「現在、何らかの介護を受けている」が9.8%です。



問 1 - 8 (1) 介護・介助が必要になった主な原因は何ですか。(○はいくつでも)

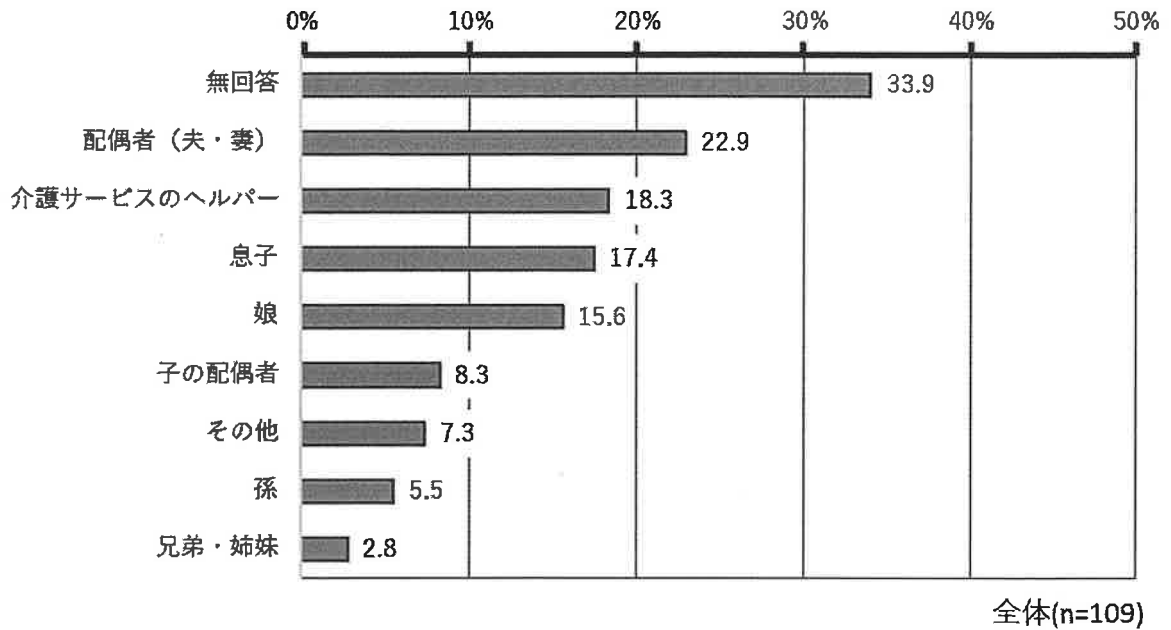
・「高齢による衰弱」が42.9%と最も高く、次いで「骨折・転倒」が16.3%、「その他」と「脳卒中 (脳出血・脳梗塞等)」がそれぞれ14.3%となっています。



全体(n=49)

問 1 - 8 (2) 主にどなたの介護、介助を受けていますか。(〇はいくつでも)

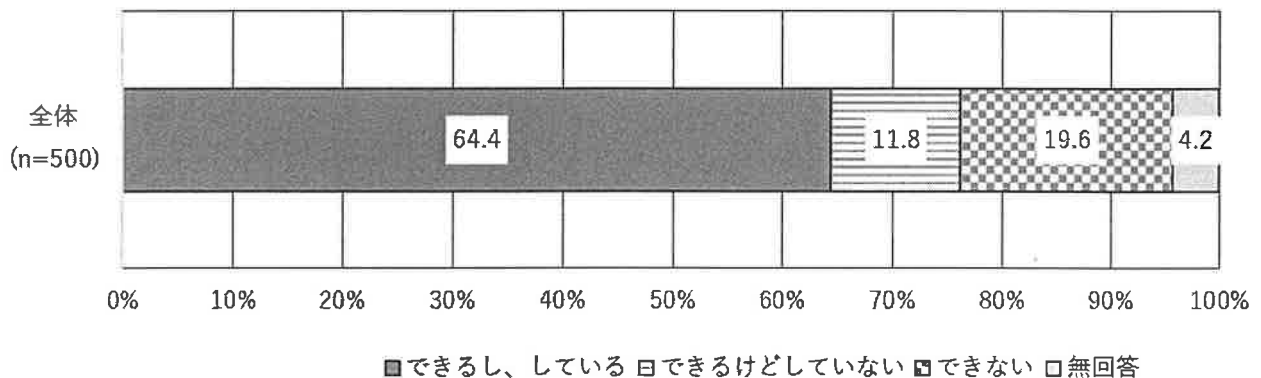
・「無回答」33.9%を除くと、「配偶者(夫・妻)」が22.9%と最も高く、次いで「介護サービスのヘルパー」が18.3%、「息子」が17.4%となっています。



●フレイルの状況

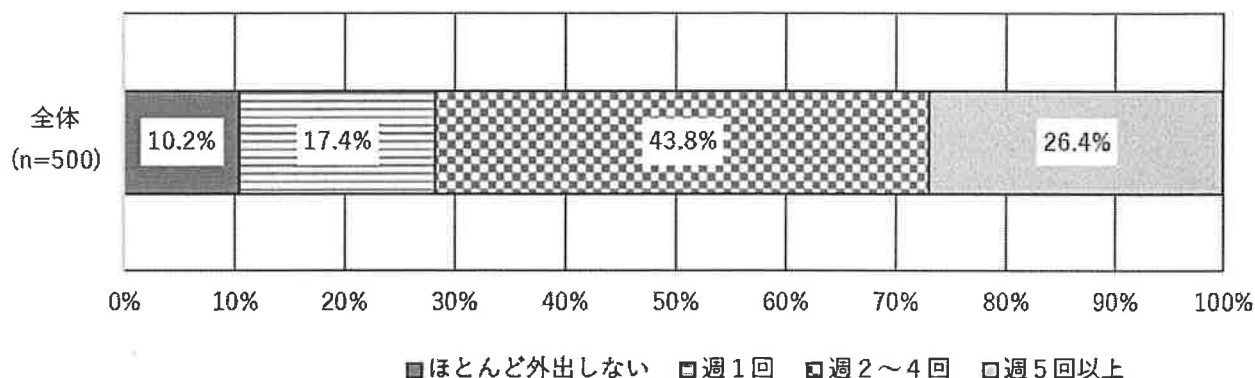
問 2 - 2 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。(〇は1つ)

・「できるし、している」の割合が64.4%と最も高く、次いで「できない」が19.6%、「できるけどしていない」が11.8%の順です。



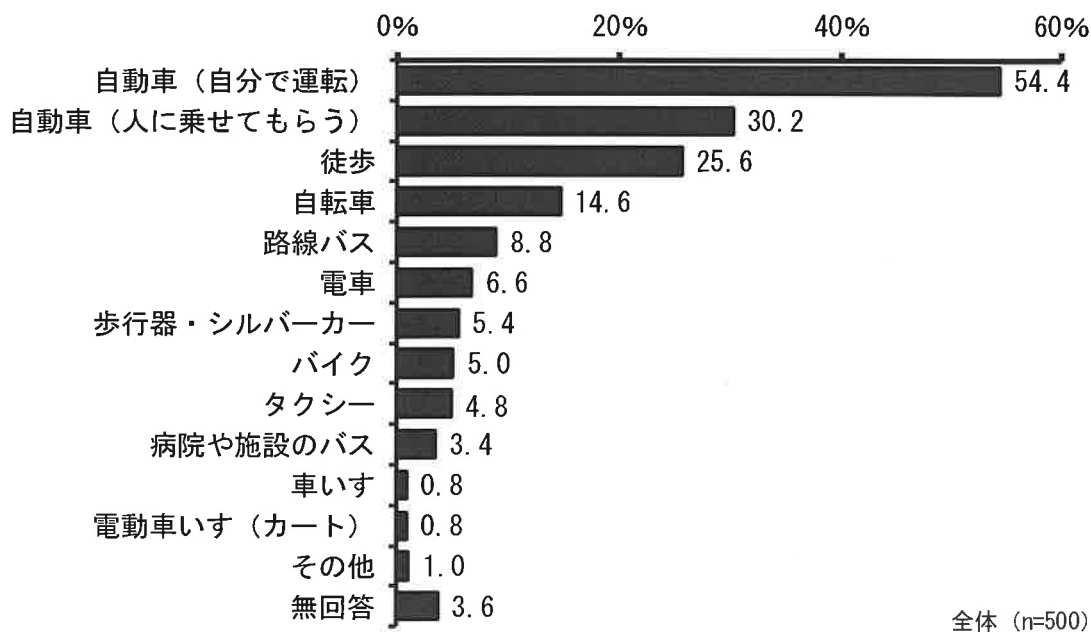
問 2 - 9 週に1回以上は外出していますか。(○は1つ)

・「週2～4回」の割合が43.8%と最も高く、次いで「週5回以上」が26.4%、「週1回」が17.4%の順です。一方、「ほとんど外出しない」が10.2%となっています。



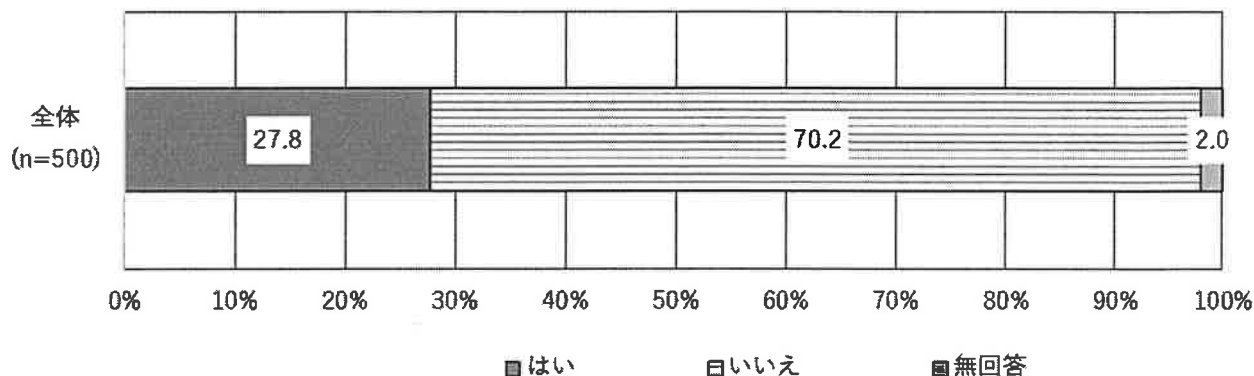
問 2 - 9 外出する際の移動手段は何ですか。(○はいくつでも)

・「自動車（自分で運転）」の割合が54.4%と最も高く、次いで「自動車（人に乗せてもらう）」が30.2%、「徒歩」が25.6%、「自転車」が14.6%の順です。



問 3 - 3 お茶や汁物等でむせることがありますか。(〇は1つ)

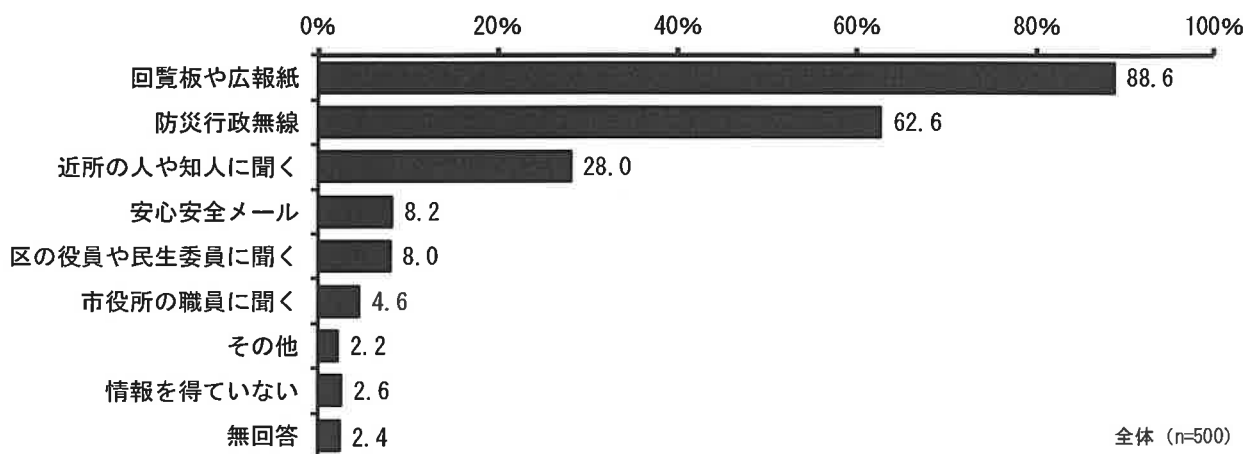
・「はい」が27.8%、「いいえ」が70.2%、「無回答」が2.0%です。



●日常生活の状況 (情報・困りごと)

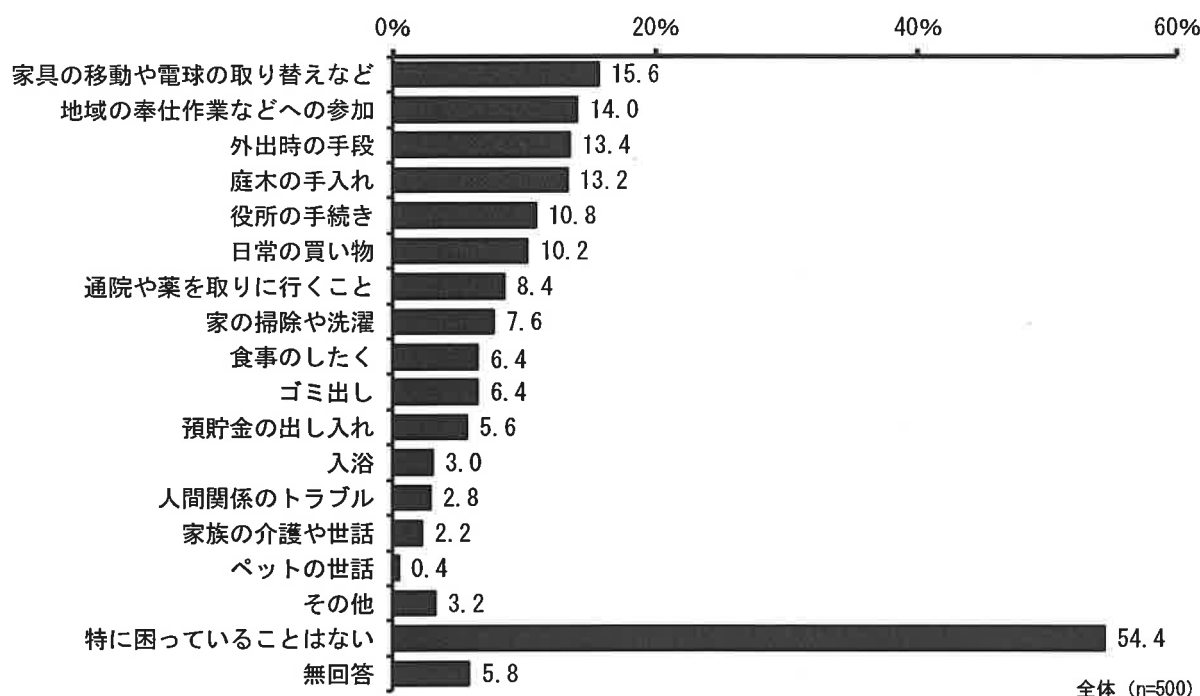
問 4 - 16 市役所からの情報は何で得ていますか。(〇はいくつでも)

・「回覧板や広報紙」の割合が88.6%と最も高く、次いで「防災行政無線」が62.6%、「近所の人や知人に聞く」が28.0%、「安心安全メール」が8.2%、「区の役員や民生委員に聞く」が8.0%の順です。



問 4-17 あなたが日常生活の中で困っていることは何ですか。(〇はいくつでも)

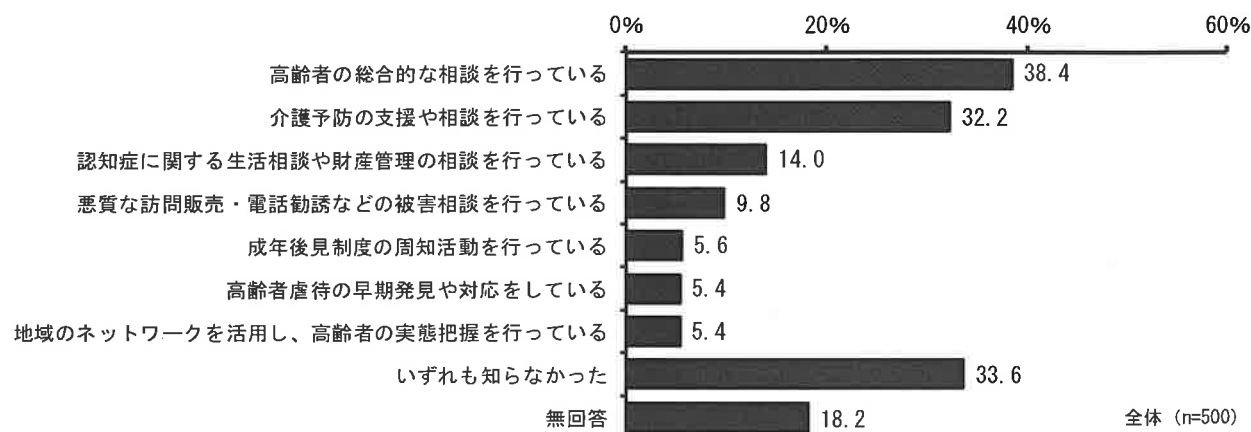
・「家具の移動や電球の取り替えなど」の割合が 15.6%と最も高く、次いで「地域の奉仕作業などへの参加」が 14.0%、「外出時の手段」が 13.4%、「庭木の手入れ」が 13.2%の順です。一方、「特に困っていることはない」の割合が 54.4%となっています。



●高齢者相談センター（地域包括支援センター）について

問 6-4 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の役割や機能をご存じですか。(〇はいくつでも)

・「高齢者の総合的な相談を行っている」の割合が 38.4%と最も高く、次いで「いずれも知らなかった」が 33.6%、「介護予防の支援や相談を行っている」が 32.2%、「認知症に関する生活相談や財産管理の相談を行っている」が 14.0%の順です。

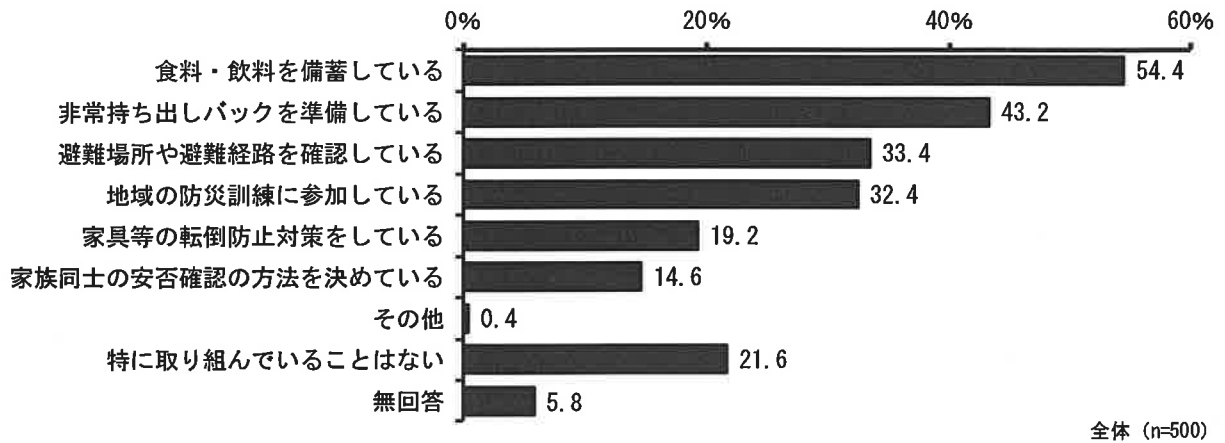




●災害の備えについて

問 6-7 災害に備えて、あなたやご家族で取り組んでいることは何ですか。(〇はいくつでも)

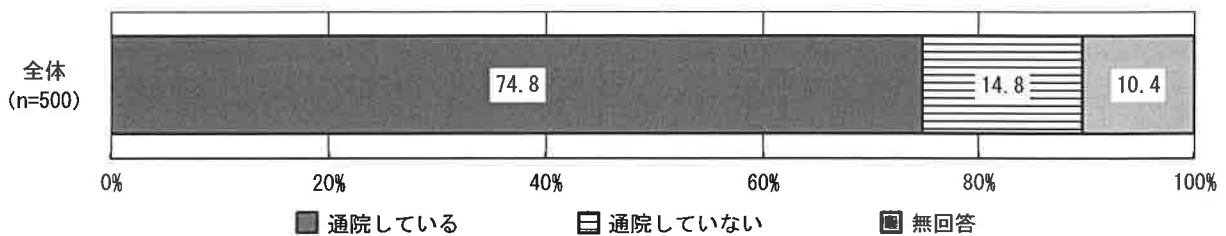
・「食料・飲料を備蓄している」の割合が 54.4%と最も高く、次いで「非常持ち出しバックを準備している」が 43.2%、「避難場所や避難経路を確認している」が 33.4%、「地域の防災訓練に参加している」が 32.4%の順です。



●通院・医療について

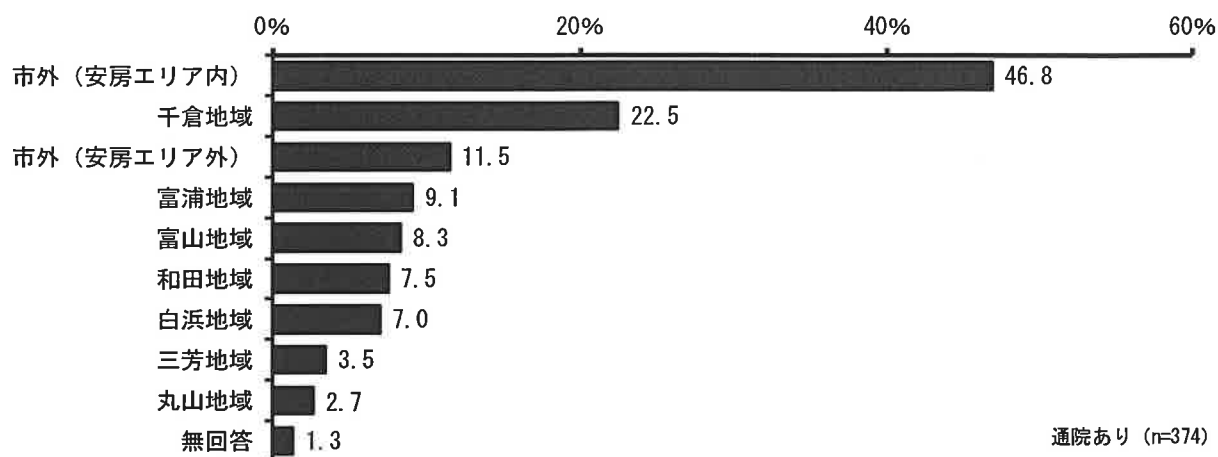
問 7-8 現在、定期的（2か月に1回以上）に通院していますか。(〇は1つ)

「通院している」が 74.8%、「通院していない」が 14.8%です。



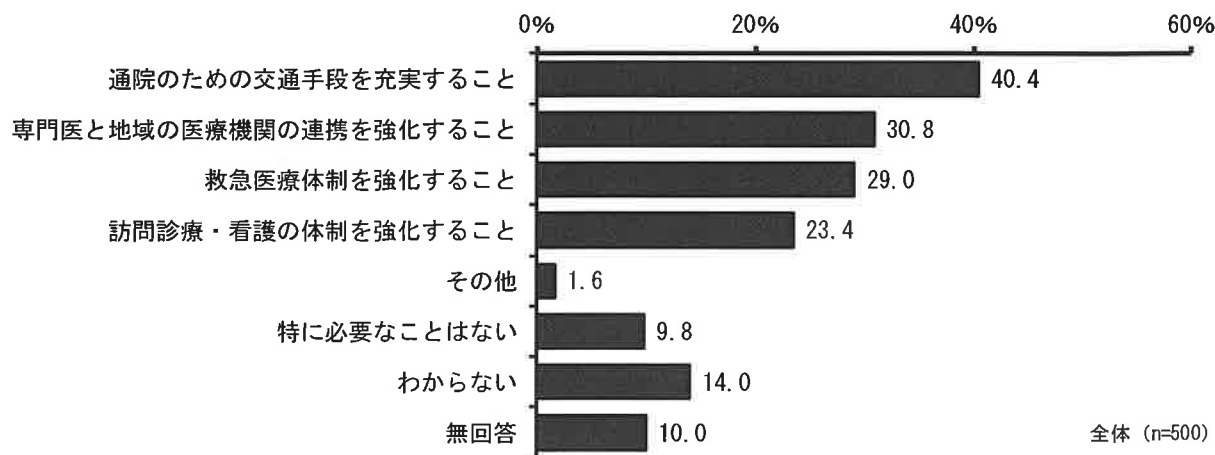
問 7-8 (1) 定期的に通院している医療機関はどちらですか。(〇はいくつでも)

・「市外(安房エリア内)」の割合が46.8%と最も高く、次いで「千倉地域」が22.5%、「市外(安房エリア外)」が11.5%、「富浦地域」が9.1%、「富山地域」が8.3%の順です。



問 7-9 安房エリアの医療について必要だと思うことは何ですか。(〇はいくつでも)

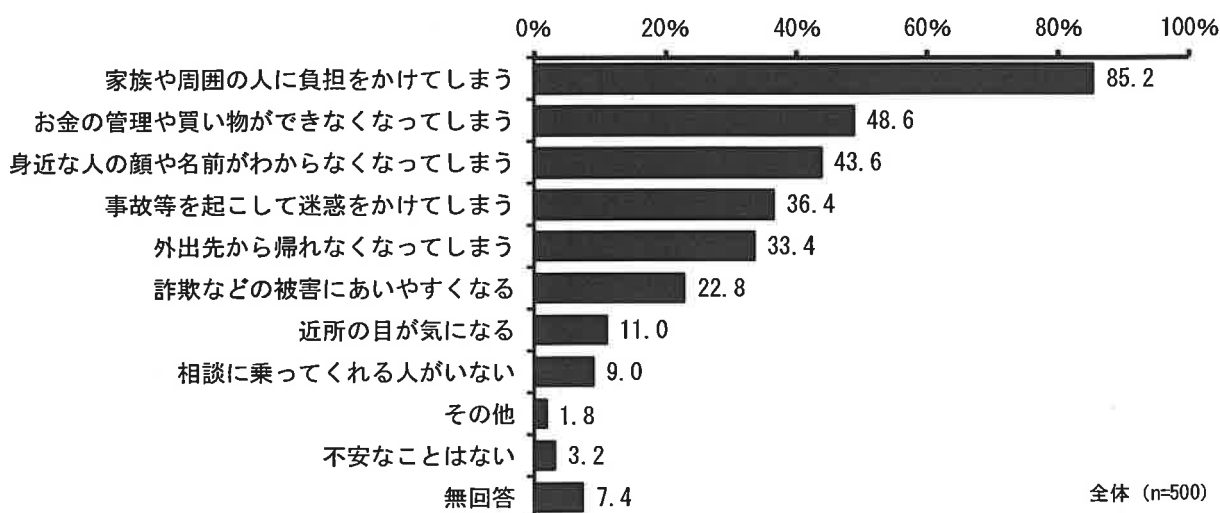
・「通院のための交通手段を充実すること」の割合が40.4%と最も高く、次いで「専門医と地域の医療機関の連携を強化すること」が30.8%、「救急医療体制を強化すること」が29.0%、「訪問診療・看護の体制を強化すること」が23.4%の順です。



●認知症について

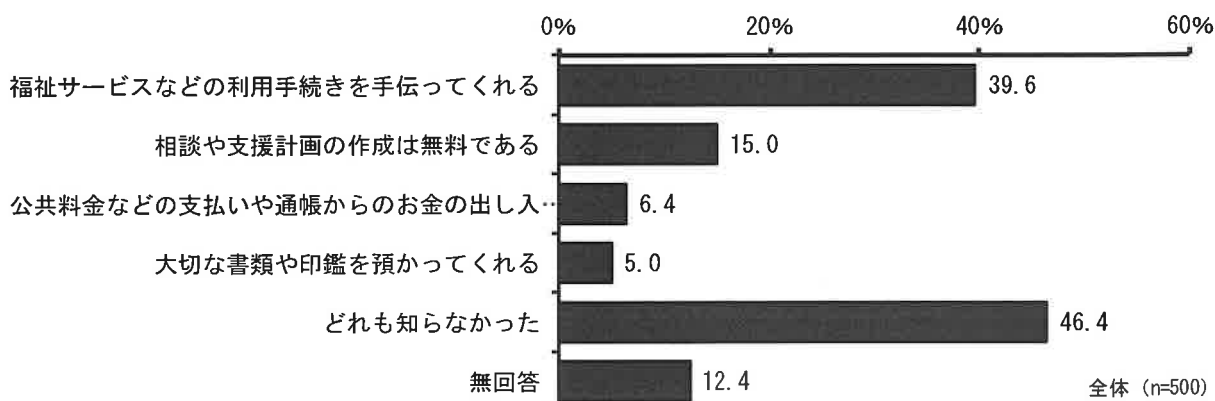
問 8-3 あなたがもしも認知症になったら、不安に思うことは何ですか。(〇は  
いくつでも)

・「家族や周囲の人に負担をかけてしまう」の割合が 85.2%と最も高く、次いで「お金の管理や買い物ができなくなってしまう」が 48.6%、「身近な人の顔や名前がわからなくなってしまう」が 43.6%、「事故等を起こして迷惑をかけてしまう」が 36.4%、「外出先から帰れなくなってしまう」が 33.4%の順です。



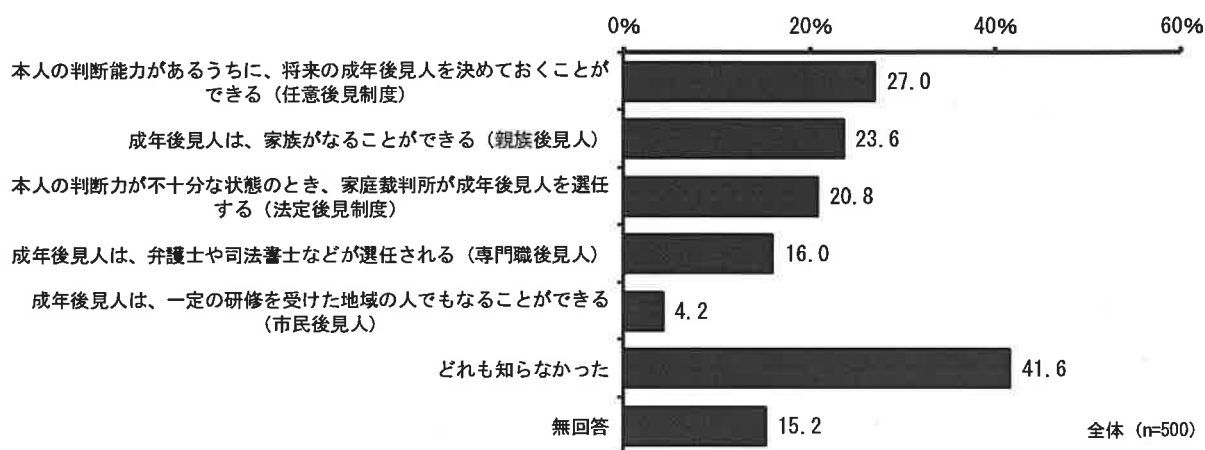
問 8-5 日常生活に不安がある方を支援する仕組みとして、社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」があります。このことについて、あなたが知っていることはどれですか。(〇はいくつでも)

・「どれも知らなかった」の割合が 46.4%と最も高く、次いで「福祉サービスなどの利用手続きを手伝ってくれる」が 39.6%、「相談や支援計画の作成は無料である」が 15.0%です。



問 8 - 6 認知症等により判断能力が不十分になった方の生活や金銭管理・契約行為等を支援する仕組みとして、「成年後見制度」があります。このことについて、あなたが知っていることはどれですか。(〇はいくつでも)

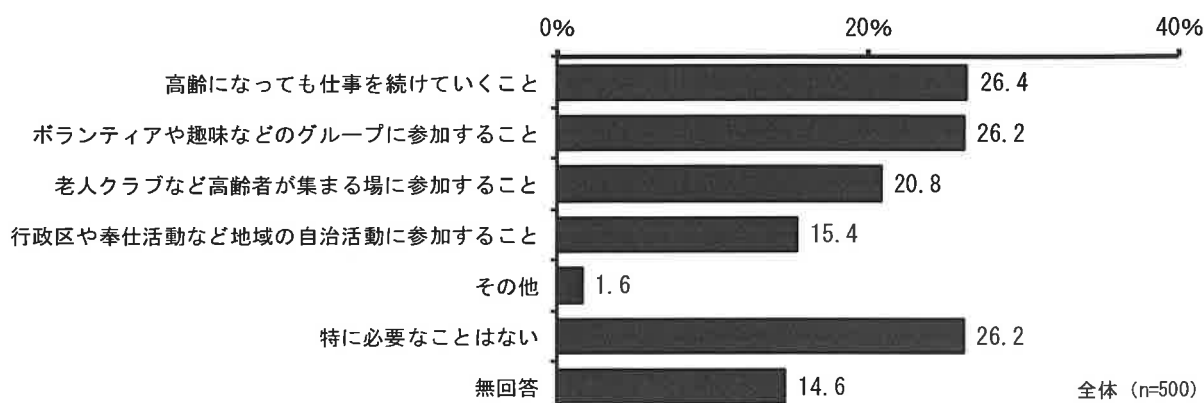
・「どれも知らなかった」の割合が41.6%と最も高く、次いで「本人の判断能力があるうちに、将来の成年後見人を決めておくことができる(任意後見制度)」が27%、「成年後見人は、家族がなることができる(親族後見人)」が23.6%、「本人の判断力が不十分な状態のとき、家庭裁判所が成年後見人を選任する(法定後見制度)」が20.8%、「成年後見人は、弁護士や司法書士などが選任される(専門職後見人)」が16%の順です。



## ●社会活動への参加等について

問 9 - 1 高齢者が様々な社会活動に参加し、いきいきと暮らすために、あなた自身が地域で取り組みたいことは何ですか。(〇はいくつでも)

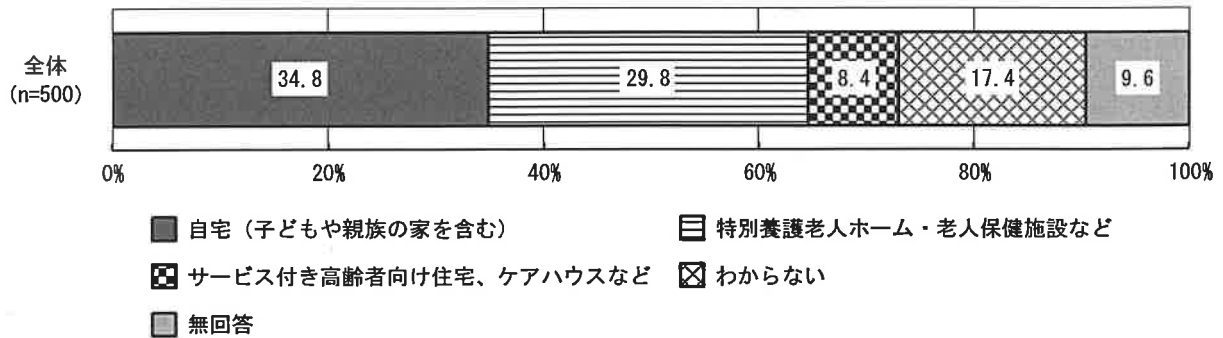
・「高齢になっても仕事を続けていくこと」の割合が26.4%と最も高く、次いで「ボランティアや趣味などのグループに参加すること」が26.2%、「特に必要なことはない」が26.2%、「老人クラブなど高齢者が集まる場に参加すること」が20.8%、「行政区や奉仕活動など地域の自治活動に参加すること」が15.4%の順です。



●もしも介護が必要となったときの生活等について

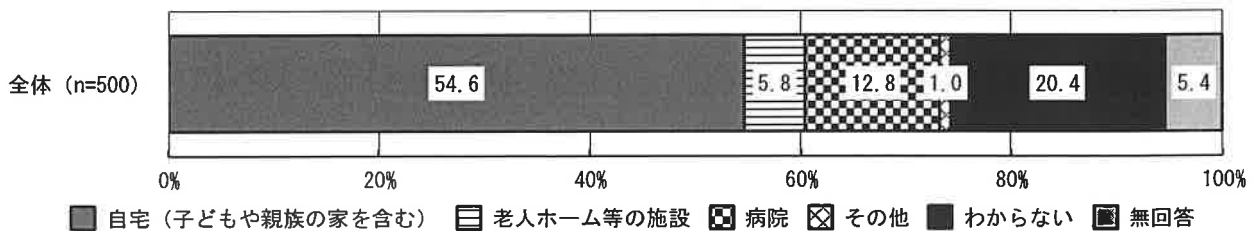
問9-2 将来、もしも介護が必要になったとき、あなたはどこで介護を受けるのが理想ですか。現在、要介護状態でない方も、寝たきり等になったと仮定してお答えください。(〇は1つ)

・「自宅（子どもや親族の家を含む）」の割合が34.8%と最も高く、次いで「特別養護老人ホーム・老人保健施設など」が29.8%、「わからない」が17.4%、「サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウスなど」が8.4%の順です。



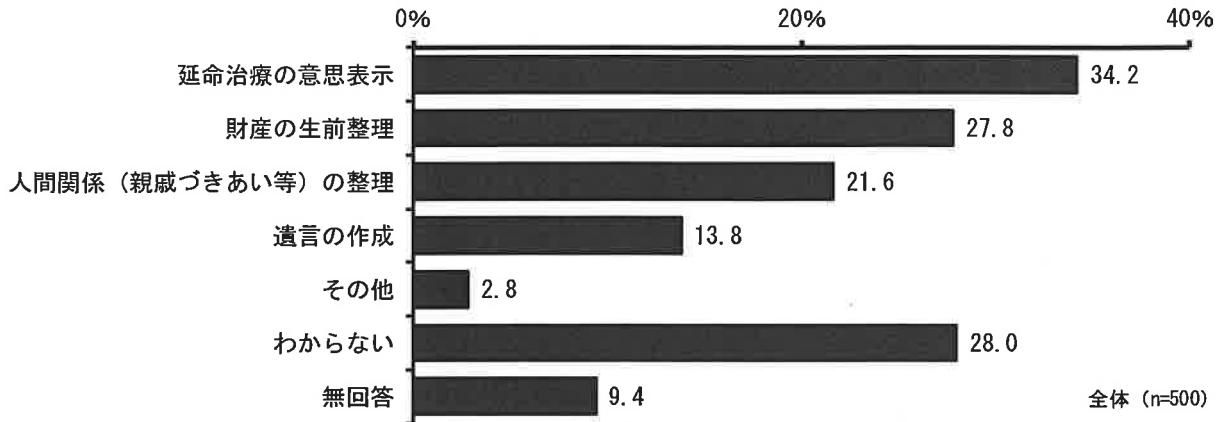
問9-3 あなたご自身は、最期をどこで迎えたいと思いますか。(〇は1つ)

・「自宅（子どもや親族の家を含む）」の割合が54.6%と最も高く、次いで「わからない」が20.4%、「病院」が12.8%、「老人ホーム等の施設」が5.8%の順です。



問 9-4 人生の最期に向けた活動（終活）で取り組みたいと思うものは何ですか。（〇はいくつでも）

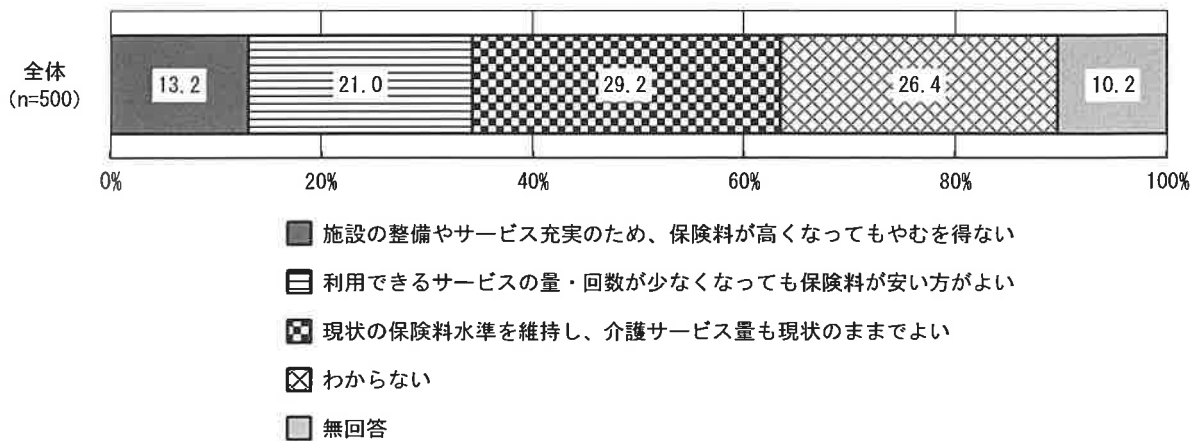
・「延命治療の意思表示」の割合が 34.2%と最も高く、次いで「わからない」が 28%、「財産の生前整理」が 27.8%、「人間関係（親戚づきあい等）の整理」が 21.6%、「遺言の作成」が 13.8%の順です。



●介護保険サービスや高齢者福祉施策について

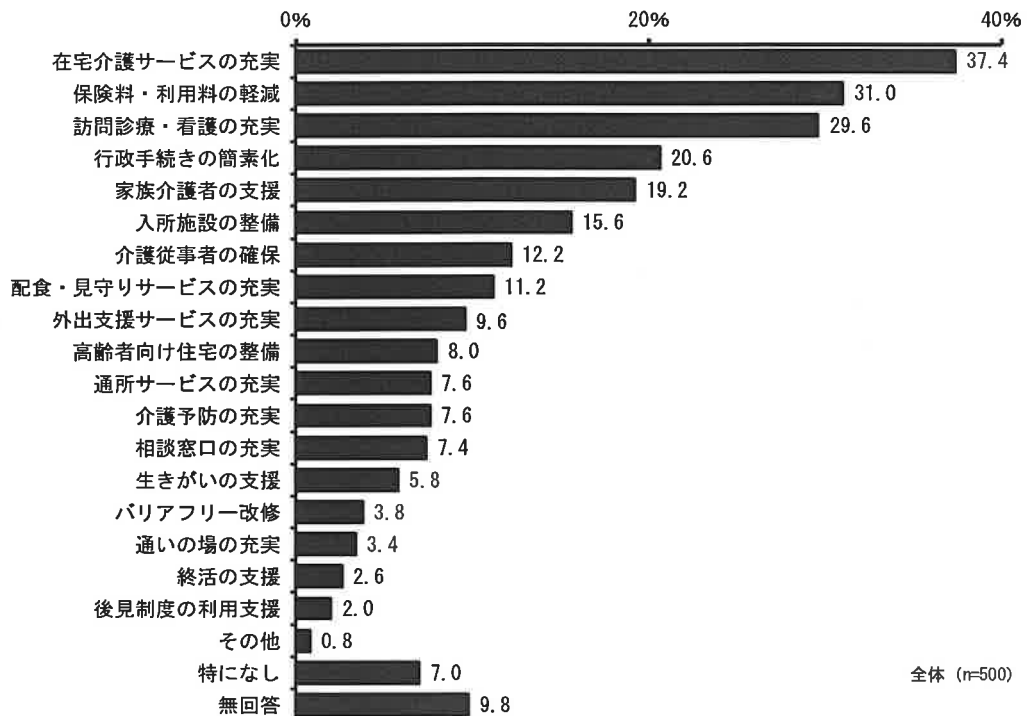
問 9-5 今後の介護保険料と介護サービスの整備のあり方について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。（〇は1つ）

・「現状の保険料水準を維持し、介護サービス量も現状のままでよい」の割合が 29.2%と最も高く、次いで「わからない」が 26.4%、「利用できるサービスの量・回数が少なくなっても保険料が安い方がよい」が 21.0%、「施設の整備やサービス充実のため、保険料が高くなってもやむを得ない」が 13.2%の順です。



問9-6 今後、国や市はどのような施策に重点を置くべきだと思いますか。(〇は主な  
もの3つまで)

「在宅介護サービスの充実」の割合が37.4%と最も高く、次いで「保険料・利用料の軽減」  
が31%、「訪問診療・看護の充実」が29.6%、「行政手続きの簡素化」が20.6%、「家族介  
護者の支援」が19.2%の順です。



1 新規指定及び指定更新対象事業所一覧

【新規指定】  
認知症対応型通所介護

No.	事業所名称	開設者名称	事業所所在地	利用定員	開設年月日	生活圏域	有効期間満了年月日
1	デイサービスセンター なぎホーム白浜	社会福祉法人 高嶺福祉会	南房総市白浜町根本1736-2	3	令和2年4月1日	白浜	令和8年3月31日

【指定更新】  
地域密着型通所介護

No.	事業所名称	開設者名称	事業所所在地	利用定員	指定年月日	生活圏域	有効期間満了年月日
1	デイサービスしおのねケアセンター	株式会社 しおのね	南房総市白子2133	14	平成28年4月1日	丸山	令和2年3月31日

(介護予防)小規模多機能型居宅介護

No.	事業所名称	開設者名称	事業所所在地	利用定員	開設年月日	生活圏域	有効期間満了年月日
1	小規模多機能ホーム リブテラス丸山	社会福祉法人 柚子の会	南房総市珠師ヶ谷1545-1	25	平成20年4月1日	丸山	令和2年3月31日

(介護予防)認知症対応型共同生活介護

No.	事業所名称	開設者名称	事業所所在地	利用定員	開設年月日	生活圏域	有効期間満了年月日
1	グループホームなぎホーム白浜	社会福祉法人 高嶺福祉会	南房総市白浜町根本1736-2	18	平成26年3月27日	白浜	令和2年3月26日



2 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る同意状況

令和2年3月18日現在

【市外事業所の利用(指定)協議】

承認日	事業所名	協議先	協議理由	備考
12月10日	センターキューア看護小規模多機能型居宅介護事業所	館山市	隣接地で、市内事業者によるサービス提供が困難であり、症状の管理等からサービス利用の必要性があるため	
1月31日	複合型サービス事業所フローラ	鴨川市	隣接地で、市内事業者によるサービス提供が困難であり、症状の管理等からサービス利用の必要性があるため	
2月10日	療養通所介護事業所センターキューア	館山市	隣接地で、市内事業者によるサービス提供が困難であり、症状の管理等からサービス利用の必要性があるため	

※南房総市の被保険者が他の自治体の地域密着型サービスを利用する場合

【市内事業所の利用(指定)同意】

同意日	事業所名	同意先	同意理由	備考
1月6日	小規模多機能・ろくじろう	館山市	市内に介護する家族等がいるため	
1月7日	デイサービスりぼん	館山市	継続利用(要介護状態区分変更による利用協議)	
2月5日	花の谷クリニック庄左エ門デイセン ター	館山市	隣接地で定員に空きがあり市内利用者の利用に支障がないと判断したため	

※他自治体の被保険者が南房総市の地域密着型サービスを利用する場合

3 新規指定申請事業所詳細情報

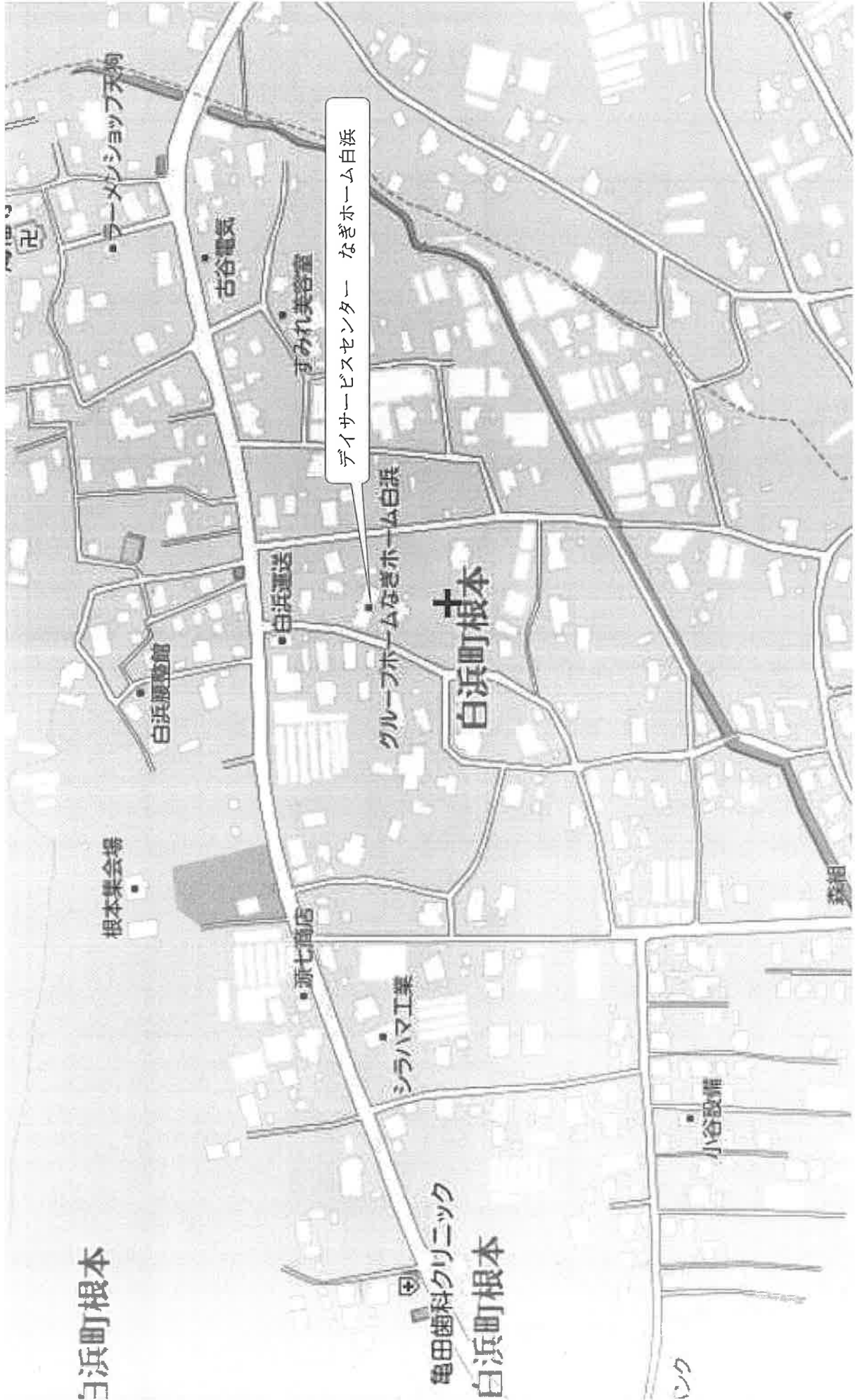
法人名 社会福祉法人 高嶺福祉会  
 事業所名 デイサービスセンター なぎホーム白浜  
 事業所所在地 南房総市白浜町根本1736-2

審査項目	内容
事業所の種類	(介護予防) 認知症対応型通所介護
指定開始年月日	令和2年4月1日
生活圏域	白浜
サービス提供地域	南房総市
利用定員	3人
営業日・営業時間・サービス提供時間	営業日：月曜日から金曜日まで（12月29日から1月3日までを除く。） 営業時間：午前8時30分から午後5時30分 サービス提供時間：午前9時から午後4時30分
管理者	青木 聡（本体施設グループホームなぎホーム白浜管理者兼務）
人員基準（従業者の職種・員数）	介護職員 15人
設備基準	①31.05㎡ ②スプリンクラー・消火器・誘導灯を設置 ③消防用設備等及び基準法第7条の2第5項の規定による検査済み証提出済み ④なし
苦情処理体制	相談又は苦情に対応する常設の窓口を設置 苦情解決担当者、苦情解決責任者、第三者委員を配置 介護保険事業賠償責任保険加入手続き済み
利用料（自己負担分）	食費 朝食400円 昼食500円 夕食600円 おむつ代・通常の実施区域を超えた場合の交通費
運営推進会議の構成員	利用者・利用者家族・行政区役員・地域包括支援センター職員
送迎	あり
同事業者の行っている他事業	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護・訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型）
他市町村の利用者	なし
宿泊サービスの提供の有無及び概要	なし

加算届出状況

加算項目	算定状況	加算項目	算定状況
職員の欠員による減算状況	なし	栄養改善体制	なし
時間延長サービス体制	あり	口腔機能向上体制	なし
入浴介助加算	あり	サービス提供体制強化加算	なし
生活機能向上連携加算	あり	介護職員処遇改善加算	あり（加算Ⅰ）
個別機能訓練体制	なし	介護職員等特定処遇改善加算	あり（加算Ⅱ）
若年性認知症利用者受入加算	あり		

デザイナーサービスセンター なぎホーム白浜 位置図



## 地域密着型サービスの指定に係る意見について

## 1 地域密着型サービスの指定に係る意見について

南房総市介護保険事業運営協議会は以下の事項について市長に対して意見を述べることとされている。（南房総市介護保険事業運営協議会規則 平成26年3月31日規則第43号 第2条第1項第3項）

介護保険法第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定等及び同法第115条の12第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関すること。

## 2 地域密着型サービスの指定の流れ

地域密着型サービスの指定申請は以下の手順により実施

- (1) 介護サービス事業者は所定の申請書に必要書類を添付し、市に提出する。
- (2) 提出書類を運営基準等に照らし合わせ審査を行う。
- (3) 協議会は市が審査を終えた申請書類等を参考に協議し、協議会としての意見をまとめる。
- (4) 協議会の意見を踏まえ、市が事業者の指定を行う。

## 3 協議会から市長に対する意見について

南房総市の地域包括ケアの更なる推進に向けて、介護サービス事業者が適正な運営を行うとともに、質の高いサービスの提供ができるよう、以下の事項等について委員それぞれの立場からご意見を賜りたい。

- ・地域に開かれた事業運営（地域との連携）
- ・医療との連携
- ・自立支援・重度化防止の取り組み 等

【参考】

介護保険法（平成9年12月17日法律第132号）抜粋

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第七十八条の二

- 7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第四号若しくは第五号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定）

第百十五条の十二

- 5 市町村長は、第五十四条の二第一項本文の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 《共用型》

### 認知症対応型通所介護（運営基準等）

#### 1 サービス類型

①単独型	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉法に規定する社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる。
②併設型	①の社会福祉施設等に併設されている事業所において行われる。
③共用型	指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間や食堂、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂や共同生活室において、これらの事業所の利用者等とともに行われる。 ※事業の開始又は施設の開設後3年以上経過している事業所又は施設において行わなければならない。

#### 2 人員基準

従業者	当該指定共用型指定認知症対応型通所介護事業の利用者の数と <u>指定認知症対応型共同生活介護</u> の利用者を合計した数について、 <u>指定認知症対応型共同生活介護</u> の規定を満たすために必要な数以上とする。 ※利用者3人に対して従業者1人以上
管理者	(1) 原則として専従の常勤者を置かなければならない。 (2) 専ら職務に従事する者であること。 ただし、次の場合は、兼務が可能（事業所の管理上支障がない場合に限る。） ①当該事業所の他の職務に従事する場合 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合 (3) 適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であること。 厚生労働大臣が定める以下の研修を修了していること。 「認知症対応型サービス事業管理者研修」
利用定員	利用定員は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（ユニット）ごとに、1日当たり3人以下。

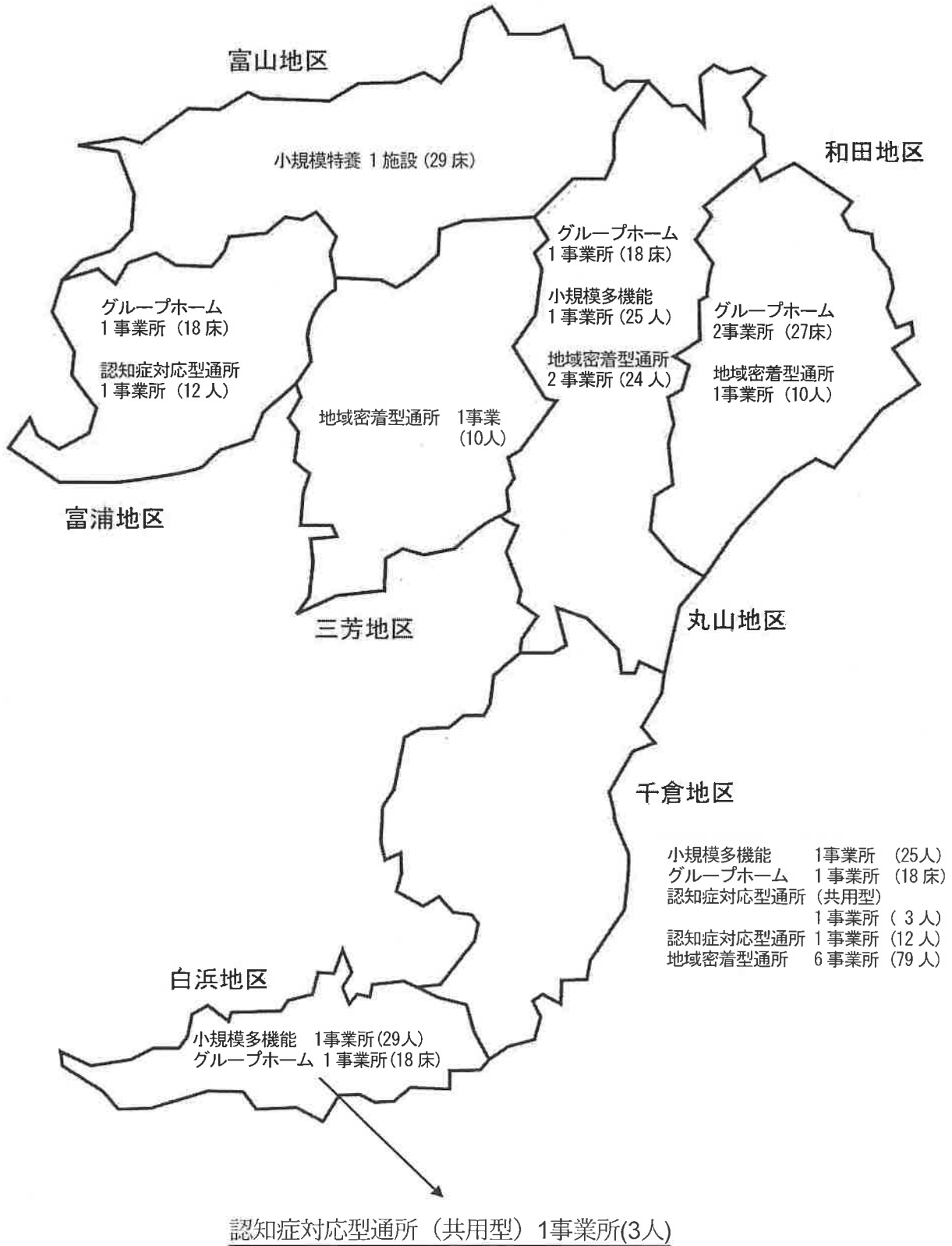
#### 3 設備基準

本体施設となる施設又は事業所の設備基準を満たしていること。

#### 4 運営基準（一部掲載）

基本取扱方針	<p>(1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>(2) 事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
具体的取扱方針	<p>(1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) 従業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</p>

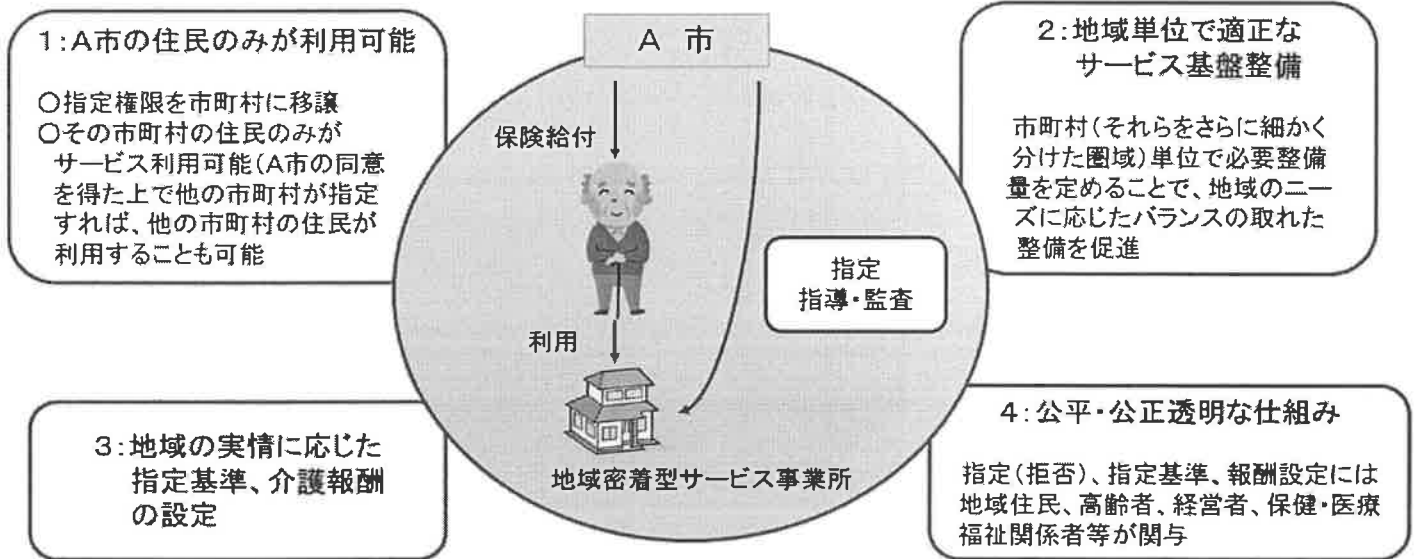
圏域ごとの地域密着型サービス整備状況





# 地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型(=地域密着型サービス)を創設



## 地域密着型サービスの特徴 1

- ①原則として、その市町村の被保険者のみがサービスを利用できる。  
(他の市町村の指定により当該他市町村の被保険者の利用も可能。また、住所地特例の対象となる施設入所者についても一部のサービスが利用可能となっている。)
  - ②指定・指導監督の権限は保険者である市町村が有する。
- 2 市町村(または生活圏域)ごとに必要整備量を計画に定め、これを超える場合には市町村は指定を拒否できる。(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ)
  - 3 地域の実情に応じた弾力的な指定基準・報酬設定ができる。
  - 4 公平・公正の観点から2及び3には地域密着型サービス運営委員会(※)を設置し、地域住民等が関与する仕組みを導入。

### ※地域密着型サービス運営委員会

- 地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、原則として市町村ごとに設置
- 委員会には、被保険者・利用者・事業者・学識経験者等が参加し
  - ① 事業者の指定を行うとき
  - ② 独自の介護報酬を設定するとき
  - ③ 独自の指定基準を設定するとき
 などに意見を述べるほか、質の確保や運営評価等の必要事項を協議

# 介護サービスの種類

※赤で囲った部分が地域密着型サービス

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎<b>居宅介護サービス</b></li> <li>【訪問サービス】</li> <li>○訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> <li>○特定施設入居者生活介護</li> <li>○福祉用具貸与</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>【通所サービス】</li> <li>○通所介護(デイサービス)</li> <li>○通所リハビリテーション</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>【短期入所サービス】</li> <li>○短期入所生活介護(ショートステイ)</li> <li>○短期入所療養介護</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎<b>居宅介護支援</b></li> <li>◎<b>施設サービス</b></li> <li>○介護老人福祉施設</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○介護療養型医療施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎<b>地域密着型介護サービス</b></li> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)</li> <li>○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>○地域密着型通所介護</li> </ul>
予防給付を行うサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎<b>介護予防サービス</b></li> <li>【訪問サービス】</li> <li>○介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> <li>○介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>○介護予防福祉用具貸与</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>【通所サービス】</li> <li>○介護予防通所介護(デイサービス)</li> <li>○介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>【短期入所サービス】</li> <li>○介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)</li> <li>○介護予防短期入所療養介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎<b>地域密着型介護予防サービス</b></li> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</li> <li>◎<b>介護予防支援</b></li> </ul>

このほか、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給がある。

## 認知症対応型通所介護



基本方針(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第41条)

指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

○ 認知症の利用者を対象とした利用定員12人以下の通所介護事業所(デイサービスセンター等)

厚生労働省資料